

投票所一覧表

地区	区	あなたの住んでいる所	投票所名
日章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・南)、南組	日章富貴生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上座内、本村(北・南)、東町(南・東・南)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	立田公民館
	第3	下座内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(南1・2、中組、北組1・2・3)、下島(南・北)	久枝公民館
大篠	第5	龍間(東・南・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、稲吉(東・中・南)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、栗、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原(東・南・北)、南小籠南	篠原中央公民館
稲生	第8	明見	明見公民館
	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生ふれあい館
十市	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
	第11	人形谷、糸木橋上、臨城、栗山、東坪池、西坪池、札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	緑ヶ丘まほろば交流プラザ(十市支所)
三和	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	野口直治方倉庫東館
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	三和公民館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
前後	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北組)	浜改田公民館
	第18	浜田	浜田公民館
長岡	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	寺家公民館
	第20	馬組	下田公民館
国府	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
	第22	西山、南陣山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上廿枝、古市、祈年	長岡東部公民館
	第25	東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)、4区[1区、2区、3区(東・南)、中央団地]	中央第5集会所
	第26	5区、6区(東・南)、7区(東・南)	中央第1集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、聖前町(1・2・3・4丁目)	宇田公民館
	第28	西島、たちばな、祈年団地、8区、小山団地、北小籠、南小籠、清風園、土佐希望の家	中央第4集会所
久礼田	第29	国分(北・南・中・南)、左右山(東・中・南)、比江(上・下・東)、国府寮	国府小学校
	第30	植田(北・南・南)	植田公民館
瓶岩	第31	久礼田(南1区・設・中1北・中組北・中組南・南1・南5)	久礼田体育館
	第32	植野(東・中・南・南)、領石(北・中・南)	植野公民館
上倉	第33	安崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
	第35	白木谷(北・南・中・南・中・南・中・南・中・南・中・南)	白木谷公民館
	第36	(上)八京、丸山組	窪田喜見方車庫
同豊	第37	奈路(東・南・北)	窪田公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝公民館
野田	第40	笠ノ川(東・南・南)、八幡(北・南・南)	笠ノ川公民館
	第41	小蓮(東・南)、定林寺、瀧本	定林寺公民館
岩村	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原区大宿舎、蒲原団地、蒲原住宅	蒲原公民館
	第43	中島(北・南・南)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島区大宿舎	中島消防屯所
野田	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
	第45	包末、(東・南)金地	包末公民館
岩	第46	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村公民館

いくぜよ、投票！ 選ぶきね、知事！

11月28日は、県知事選挙の投票日です



任期満了に伴う高知県知事選挙の投票が、11月28日(日)に行われます。投票の受付は午前7時から午後8時まで(成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中の川は午後6時まで)です。今後4年間の県政を託す知事を決める私たちの重要な意思表示の場です。あなたの1票を大切に。

投票できるのは

現在住んでいる場所での投票できるのは、次の皆さんです。
 ▼昭和54年11月29日までに生まれた人
 ▼平成11年8月10日までに南国市に転入届をし、引き続き住んでいる人

※今年11月3日以降に市内で住所が変わり、転居届を出された人は、前の住所の投票所に行ってください。

投票所入場券を忘れずに各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左の表の投票所に行ってください。

転出入をした人

▼平成11年7月28日以降に、南国市から県内の他の市町村へ転出し転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、南国市で投票、または不在者投票ができます。
 ▼11月10日現在で選挙時登録を行いますので、平成11年8月11日以降に南国市に転入届を出した人は南国市では投票できませんが、転入前の住所で投票、または、前の住所で投票、または、不在者投票ができます。

不在者投票

投票日に次の理由で投票所に行けない人は、11月11日から11月17日までの間に不在者

転出入をした人が前の住所で投票するときは、現在も引き続き住んでいること、市町村長が発行する証明書がないと投票できません。

投票ができません。不在者投票は、午前8時30分から午後8時まで選挙管理委員会(市役所4階)で受け付けています。投票所入場券を持っておいでください。

投票区内外を問わず仕事をしたい場合
 ▼なんらかの用務で投票区の区域外にいる場合
 ▼病気がけが、妊娠、身体障害、産後のため歩くのが難しい場合
 ▼監獄・少年院・老人ホームなどに収容、入所されている場合

※病院・老人ホームなどの場合は、施設で不在者投票ができる場所もありますので、それぞれの施設でお尋ねください。

郵便によって投票できません

次の人のうち、本人が申請し選挙管理委員会が郵便投票証明書を交付した人は、郵便で投票ができます。11月24日(午後5時)までに選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求してください。

代理投票

身体障害者や字が書けない人も、投票所に行けば投票所で補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票ができます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

※お問い合わせは、市選挙管理委員会(☎88016571)まで